

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三五
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 三五
 - 道路の区域を変更する件四件 三五
 - 道路の供用を開始する件二件 三五
 - 廃川敷地等が生じた件 三五
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三五
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三五
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三五
- 正 誤**
- 平成二十四年十一月十六日付決定例第二千四百三十七号中 三五

告 示

福島県告示第四百四十五号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年七月十六日救急病院として認定した。
 平成二十六年七月二十五日

名称 所在地
 社会医療法人福島厚生会福島 福島市北沢又字成出一六一二
 第一病院 平成二九年七月一五日

福島県知事 佐藤雄平
 認定有効期限

福島県告示第四百四十六号

（地域医療課）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年七月二十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 テックランドNew相馬店 福島県相馬市馬場野字雨田百六十八番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百四十七号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年七月二十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百四十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長

県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町字白山 四七八番一地从先から 同 郡同 町字白山 四五八番一地从先まで	変更前 九・〇〇 一四・〇〇	変更後 一一・〇〇 一五・〇〇	二六〇・〇〇 二六〇・〇〇
----------	---	----------------------	-----------------------	------------------

(道路計画課)

福島県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道喜多方会津坂下線	喜多方市字三丁目四八 一六番一地从先から 同 市字三丁目四八 四〇番三地从先まで	変更前 変更後	一一・九〇 一三・一〇 一一・九〇 一二・一〇	一八三・〇〇 一八三・〇〇 一八三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
-----	-----	-------	-------------	----------

県道小名浜小野線	いわき市三和町下三坂 字南山国有林二八林班 地先から 同 市三和町下三坂 字東山三〇番一地从先まで	変更前 一〇・五〇 一九・一〇	変更後 一〇・五〇 一九・一〇	一三三・八〇 一三三・八〇
----------	---	-----------------------	-----------------------	------------------

(道路計画課)

福島県告示第四百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道折木筒木原久ノ浜線	いわき市大久町大久中 ノ内三七番地先から 同 市大久町大久字 滝尻二一一番一地从先まで	変更前 変更後	一〇・〇〇 三六・五〇 一〇・〇〇 三六・五〇	六三九・〇〇 六三九・〇〇 六三九・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

県道小名浜小野線

いわき市三和町下三坂字南山国有
林二八林班地先から
同 市三和町下三坂字東山三〇
番一地先まで
平成二六年七月二五日

(道路計画課)

福島県告示第四百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道折木筒木原久ノ浜線	いわき市大久町大久中ノ内三七番地先から 同 市大久町大久字田仲六〇番一地先まで	平成二六年七月二五日

(道路計画課)

福島県告示第四百五十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系右支夏井川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十六年七月二十五日
- 三 廃川敷地等の位置
上流端田村郡小野町大字谷津作字平館百二十七番二地先から下流端同郡同町大字谷津作字松葉八十九番地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地(河川管理施設を含む。) 四、三一四・一四平方メートル

(河川計画課)

公 告

公告第二百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年七月四日
- 二 名称
特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
水野 博和
- 四 主たる事務所の所在地
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入六十四番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、鮫川村民及び隣接する地域において、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境をめざし、地域住民の自立的社会参加を促進し、健康で活力ある地域づくり及び公益の増進に寄与することを目的とする。この法人は、次の項目を基本理念として活動する。(1)地域の子どもから高齢者まで集まるクラブ(2)地域の特性を生かすことができるクラブ(3)自分に適した活動が出来るクラブ(4)地域の人が笑顔で活動し健康と元気をつくるクラブ
(文化振興課)

公告第二百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年七月四日
- 二 名称
特定非営利活動法人健美療術師協会
- 三 代表者の氏名
松崎 幸雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県田村郡三春町大字下舞木字石田百三十七番地三

五 定款に記載された目的
 この法人は、古来より伝承される療術の効用を科学的に究明し、近代医学を補充する療術の体系化及びその実践方法の組織化・効率化を遂行すると同時に、その成果を地域社会全体に普及啓蒙する各種活動を行うことにより、地域住民の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松本宮都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

正 誤

ページ	段	行
		正
		誤

○平成二十四年十一月十六日付け定例第二千四百三十七号中

三九九	下	後ろか	ら一〇
		株式会社東邦銀行	八山田支店
		株式会社東邦銀行	八山田支店
		株式会社東邦銀行	八山田支店
		郡山市	
		株式会社東邦銀行	八山田支店